

---

# 諸外国の温室効果ガス排出量に関する義務的報告制度等について

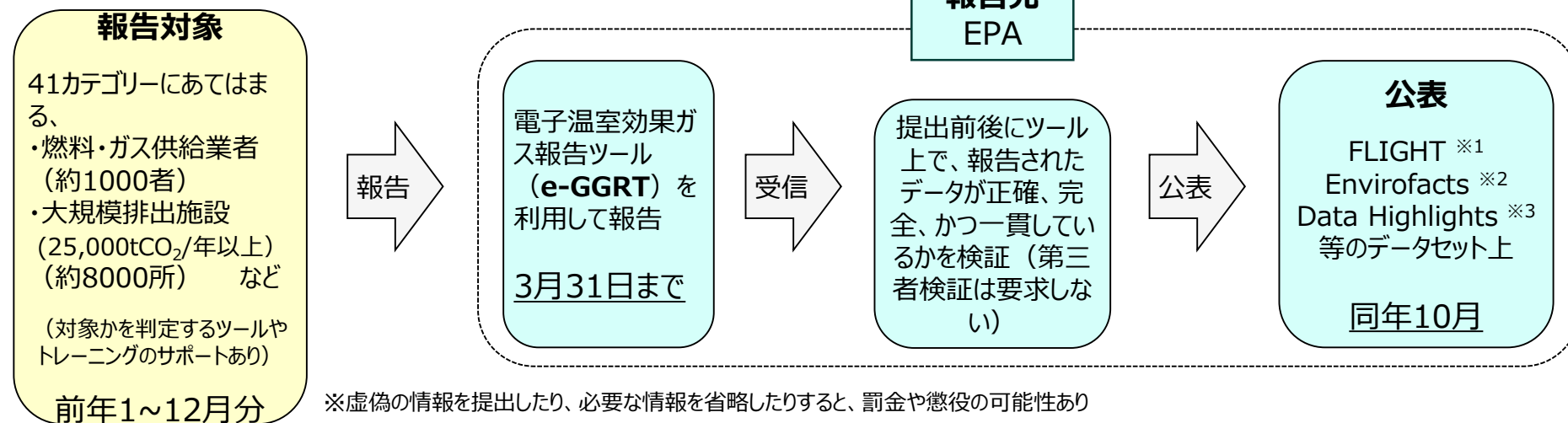
---

2020年11月  
株式会社三菱総合研究所

# 事業者のGHG排出量に関する義務的報告制度①：米国 GHGRP

- 米国では、2010年にMandatory Greenhouse Gas Reporting Rule（通称：Greenhouse Gas Reporting Program（GHGRP））、根拠法令はConsolidated Appropriations Act 2008(歳出法) という報告制度が開始され、石油およびガス産業の様々な側面からの排出量（米国のGHG排出量の85～90%）をカバーするデータが報告されている。
- GHGRPは、個々の施設での温室効果ガス排出の発生源と種類をよりよく理解するのに役立つ詳細情報を提供するもので、国のインベントリを作成するための重要なリソースでもある。
- 報告されたデータは、企業や州・地方都市、金融・投資コミュニティ等がGHG排出量の追跡、比較、排出削減対策等に利用することができるように、機密情報を除き、様々なデータポータルにて公表されている。

## 報告制度GHGRPの概要



### <公表データの利用>

- ※1 FLIGHT： 場所、名称、業界、およびその他の分類によって業者、施設を識別するためのマッピング機能を備えたインタラクティブなウェブサイト。カスタマイズされたグラフィックや施設リストの作成、ダウンロードも可能。
- ※2 Envirofacts： 公開されているすべてのデータを、施設用に検索およびダウンロード可能な形式で提供
- ※3 Data Highlights： マップ、チャート、表などを使用して、全国および業界セクターごとのGHGRPデータを要約

出所) EPA, <https://www.epa.gov/ghgemissions> , <https://www.epa.gov/ghgreporting> より作成（2020年10月12日閲覧）

# 事業者のGHG排出量に関する義務的報告制度②：EU E-PRTR

- EUでは2006年に欧州汚染物質排出移動登録制度（E-PRTR制度）が開始され、2009年には登録簿を公表。
- E-PRTRは、27のEU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、セルビア、スイス、英国を対象としており、登録簿には、9つの産業部門内の65の経済活動をカバーする30,000を超える産業施設によって報告された年次データが含まれている。
- 環境に関する意思決定への透明性と一般市民の参加に貢献するために構築されたもので、それまでのEPERでは3年毎の報告であったが、2010年以降は毎年データが更新されている。

## E-PRTR制度の概要

### 報告対象

以下の9つの産業部門内の65の経済活動をカバーする産業施設から、大気、水、土壌への汚染物質（7つのグループに分類される91物質）の排出に関するデータ

- ・エネルギー
- ・金属の生産と加工
- ・鉱物産業
- ・化学工業
- ・廃棄物および廃水管理
- ・紙と木材の生産と加工
- ・集約的な家畜生産と水産養殖
- ・食品および飲料部門の動植物製品
- ・その他の活動

※温室効果ガスグループはCH<sub>4</sub>、CO<sub>2</sub>、HFCs、N<sub>2</sub>O、PFCs、SF<sub>6</sub>の6ガスが対象

報告

### 報告先

各国の管轄当局  
（報告されたデータの完全性、一貫性、信頼性を評価）

各国の期限まで

報告

### 報告先

欧州委員会  
欧州環境機関

electronic transfer  
にて、算定対象年の  
翌々年3月末まで

公表

### 公表

E-PRTR  
ホームページ上  
算定対象年の  
翌々年5月

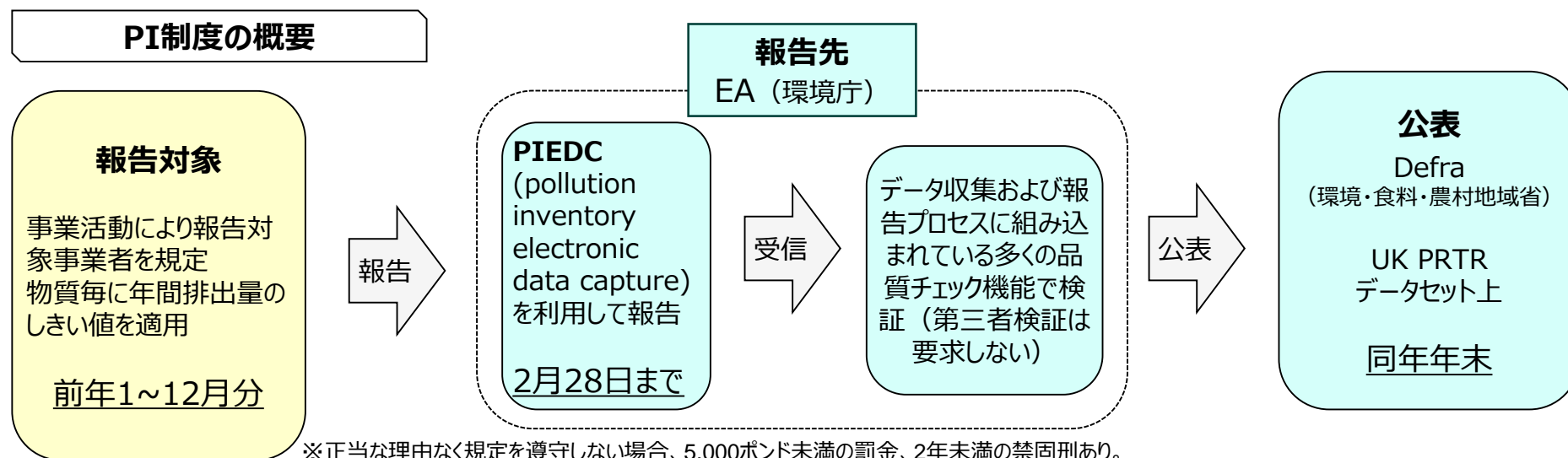
### <公表データの利用>

- ・施設名、産業活動、物質名等で排出量、移動量等の検索が可能。
- ・国や都市等エリア別に検索も可能で、地図上からも検索できる。
- ・地図上で排出源別に特定地域の排出の状況を確認することもできる。

出所) EEA, European Pollutant Release and Transfer Register, <https://prtr.eea.europa.eu/#/home>, <https://prtr.eea.europa.eu/#/downloadguidance>, より作成 (2020年11月16日閲覧)

## 事業者のGHG排出量に関する義務的報告制度③：英国 PI、SPRI、PIV

- 英国では、2010年環境許可（イングランドおよびウェールズ）規制による **PI**（Pollution inventory reporting）制度、スコットランドの **SPRI**（Scottish Pollutant Release Inventory）制度、北アイルランドの **PIV**（Pollution Inventory）制度にて、欧州汚染物質排出移動登録制度（E-PRTR制度）の国内報告部分を担う制度として対応している。
- E-PRTR制度に規定されているデータについては、Defra（環境・食料・農村地域省）が、UK PRTRデータセット上で公表している。



### <公表データの利用>

- ・施設名、会社名、場所（Google Earthを使用して地図からも）、郵便番号等で施設の検索が可能。
- ・事業活動や汚染物質ごとのデータも検索可能。
- ・グラフ等で排出や移動の傾向等を表示、評価も可能。

出所) GOV.UK, Pollution inventory reporting, <https://www.gov.uk/government/collections/pollution-inventory-reporting>  
 GOV.UK, UK Pollutant Release and Transfer Register (PRTR) data sets, <https://www.gov.uk/guidance/uk-pollutant-release-and-transfer-register-prtr-data-sets>  
 Scottish Environment Protection Agency, <https://www.sepa.org.uk/environment/environmental-data/spri/>,  
 Department of Agriculture, Environment and Rural Affairs, <https://www.daera-ni.gov.uk/consultations/northern-ireland-environment-agency-pollution-inventory-reporting-form>,  
 より作成（2020年11月18日閲覧）

# 事業者のESG情報開示に関する義務的報告制度①：米国 Regulation S-K

- 米国の公開会社は、1934年証券取引所法（The Securities Exchange Act of 1934）に基づき、年次報告書（Form 10-K）を SEC（米国証券取引委員会）に提出しなければならない。
- 開示項目は、財務情報が「Regulation S-X」、非財務情報が「Regulation S-K」に規定されている。
- 気候関連の情報開示については、どのような情報を提出するか明示されておらず、会計検査院による気候関連情報の開示に係るSECの取組に関する調査（2018年）においても、企業により開示内容が異なり、比較や分析が困難であるという課題が表出している。
- 2010年に、「気候変動関連開示に係るガイダンス（Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change）」を 発表し、SECの見解を提示しているが（義務ではない）、具体的な内容は示されていない。
- 2020年8月に「Regulation S-K」が改正されているが、未だ気候変動関連情報の具体的な内容については明確化されていない。

## Regulation S-Kの概要

### 報告対象

<報告者>  
SEC登録企業

<報告内容>

上記ガイダンスにて、開示すべき気候変動情報として例示されている。

Item 101「事業の説明」

- 環境保護に関する法令の遵守が資本的支出、収益及び競争力に与える重要な影響
- 当期及び将来期間の環境管理設備に対する重要な資本的支出の見積額

Item 103「法定手続」

- 環境保護を目的とした法令に係る行政手続又は訴訟手続のうち重要なもの

Item 503 c「リスク要因」

- 環境に関するリスク要因

Item 303「MD&A」

- 環境に関して事業活動、流動性、資本源泉に影響を与える事象



**報告先**  
米国証券取引委員会（SEC）

EDGAR（Electronic Data-Gathering, Analysis, and Retrieval system）を利用して年次報告書（Form 10-K）にてSECに提出



**公表**  
EDGAR上

## 事業者のESG情報開示に関する義務的報告制度②：EU NFRD

- EUでは2014年、Non-Financial Reporting Directive (NFRD、非財務及び多様性情報の開示に関する改正指令) が公表され、既存の会計指令 (Accounting Directives) が改訂された。指令では大企業が社会的および環境的課題を運用、管理する方法に関し特定の情報を開示することを義務付けている (2017年度年次経営報告書から)。
- GHG排出量等具体的な内容は義務とはされていないが、2017年には非財務情報ガイドライン (Non-Binding Guidelines : NBGs) が公表された。さらに、2019年には欧州委員会のサステナブルファイナンスに関する技術専門グループ (TEG) が、気候関連情報開示に関するガイドライン (Guidelines on reporting climate-related information) を公表した。当ガイドラインは、TCFDをはじめ、GRI、CDP、SASB、IIRC等も考慮に入れて作成されている。

### Non-Financial Reporting Directive (NFRD) の概要

#### 報告対象

##### <報告者>

従業員が500人を超える「公共の利益に関わる法人 (PIE)」として指定された大企業 (上場企業、銀行、保険会社、その他国の当局によってPIEと指定された企業)

##### <報告内容>

- 環境保全や社会的責任、人権保護、汚職防止、取締役会の多様性に関する下記内容 (環境保全に含まれる項目として「GHG排出」が明記されている)
  - ・ビジネスモデルの概要
  - ・実行されているデューデリジェンス・プロセスを含むポリシーに関する説明
  - ・上記ポリシーの結果
  - ・事業に関連する主要なリスク及びそのマネジメント方法
  - ・非財務重要業績評価指標 (KPI)

※義務ではないが、上記2つのガイドラインにて下記内容の開示を推奨

(国際、欧州、国内の他のガイドラインも利用可)

- ・ビジネスモデルに関する気候関連のリスクと影響
- ・気候関連のポリシー
- ・目標に対するGHG排出量及び関連するリスクの変化
- ・気候関連リスクを管理するプロセス、管理の方法
- ・GHG排出量 (Scope1~3)、削減率 等

報告  
公表

#### 報告・公表

各企業の年次経営報告書上で開示

年次経営報告書公表時

# 事業者のESG情報開示に関する義務的報告制度③：英国 SECR

- 英国では2013年に「会社法2006(戦略報告書及び取締役報告書)規則」が改正され、上場企業に対し、年次財務報告書の中の取締役報告書 (Director's report) において、GHG排出に関する開示を行うことが定められた。
- 2016年には、前述のNFRDに対応して、「会社、パートナーシップ及びグループ (会計及び非財務報告) 規則 2016」により「会社法2006」が改正され、さらに、2018年の「会社 (その他の報告) 規則 2018」による改正により、2019年4月以降に開始される会計年度から、エネルギー使用量及びエネルギー効率化のために実施している活動についても開示することが規定され、非上場の大企業、LLPも対象となった。
- 2018年の改正に伴い、環境報告書ガイダンス (Streamlined Energy and Carbon Reporting (SECR) を含む) が公表されている。

## Streamlined Energy and Carbon Reporting (SECR) の概要

### 報告対象

#### <報告者>

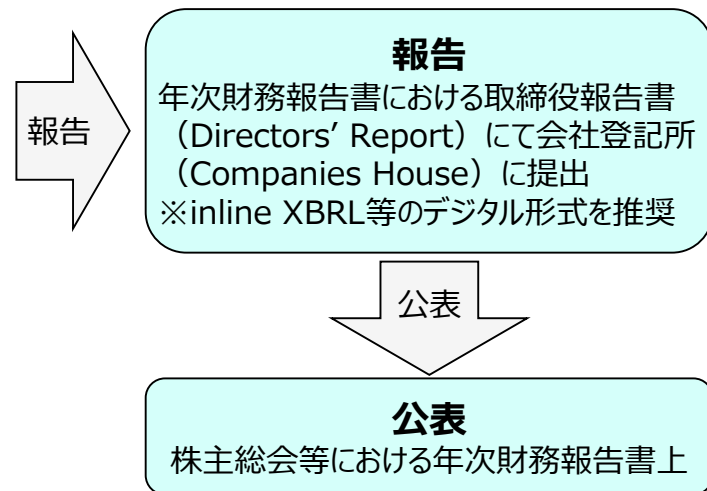
- ロンドン証券取引所、欧州経済領域の市場で上場しているか、ニューヨーク証券取引所またはNASDAQで扱われている企業 (海外拠点を含む)
- 次の基準の2つ以上を満たす非上場大企業、LLP (年間40,000kWh未満は免除)
  - ・売上高3,600万ポンド以上
  - ・貸借対照表資産1,800万ポンド以上
  - ・従業員数250人以上
- その他の企業については任意提出

#### <報告内容>

- ・京都議定書7ガスに関するGHG排出量 (上場企業)
- ・燃料の燃焼、施設運営等からのエネルギー使用量およびGHG排出量
- ・自社使用の購入電力、熱、蒸気または冷却によるエネルギー使用量およびGHG排出量
- ・事業活動に合った排出原単位 (1つ以上)
- ・使用した算定方法
- ・エネルギー効率を向上させる目的で行った施策について
- ・比較のために前財務年度の数値

※SECRの所管省庁

BEIS (ビジネス・エネルギー・産業戦略省)  
Defra (環境・食料・農村地域省) )



※必要な報告がされていない場合、または報告に不備がある場合は調査、あるいは根拠法令456項の罰則の対象となる。

出所) GOV.UK, <https://www.gov.uk/guidance/measuring-and-reporting-environmental-impacts-guidance-for-businesses#reporting-greenhouse-gas-emissions>, <https://www.gov.uk/government/publications/academy-trust-financial-management-good-practice-guides/streamlined-energy-and-carbon-reporting>,